

**天橋立周辺景観まちづくり計画**

**検討資料**

平成19年6月



## 第2編 景観まちづくりの基本方針

---

## 第2編 景観まちづくりの基本方針

### 第1章 景観まちづくりに関する課題

○第1編で整理した天橋立周辺地域の景観特性等を踏まえ、景観まちづくりに関する課題を整理する。

#### 住民、事業者、行政が共有できる天橋立のあるべき景観の明確化

○住民、事業者、行政が一体となって天橋立周辺地域の魅力を向上させる景観まちづくりを進めていくため、全ての立場の人が共有できる天橋立のあるべき姿、目標像を明らかにしていく必要がある。

##### 個別の課題

- ・全ての立場の人が共有できる天橋立のあるべき姿、目標像の明確化

#### 地域のシンボルである自然景観の保全・活用

○天橋立らしい景観まちづくりを進めていくために、地域のシンボルであり住民のふるさと意識を育む天橋立を始め、海と山などから構成される豊かな自然環境を保全・活用していくことが必要である。

##### 個別の課題

- ・松の生育に好ましい環境づくり
- ・山林の適切な維持管理
- ・開発等による地形の改変の抑制
- ・阿蘇海の水質改善とごみ対策

#### 自然と文化が一体となったまち並みの保全・創造

○天橋立を活かしながら地域全体の魅力を高めていくため、天橋立を始めとする自然環境と地域の歴史・文化が一体となったまち並みを保全・創造していく必要がある。

##### 個別の課題

- ・俯瞰されることを意識したまち並みづくり
- ・沿岸域で際立つ建造物に対する景観誘導
- ・展望施設の修景
- ・田園風景と調和した建築物、工作物の誘導
- ・田園風景の中で目立つ野立て看板への対応
- ・際だったボリューム感のある建造物への対応
- ・幹線道路沿道の連続的景観の創出
- ・道路沿いの屋外広告物対策

#### 愛着や誇りの感じられる地区ごとの個性豊かな景観づくり

○自分の生まれ育ったまちへの愛着・誇りが感じられる景観形成を図っていくため、農村・漁村集落や旧市街地などそれぞれの地区で暮らす住民の生業や生活文化、歴史など地域特性を踏まえたそれぞれの地域や地区の魅力を引き出す景観まちづくりを進めていくことが必要である。

個別の課題	
宮津中心市街地 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的まち並み（市街地景観）の保全</li> <li>・丘陵部（大頂寺付近）から天橋立への眺望</li> </ul>
文珠地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天橋立観光の入口としての魅力あるまち並み形成</li> <li>・生かし切れていない景観資源の有効活用</li> <li>・周囲の景観に配慮した観光客向けの施設・公共施設等の整備</li> </ul>
岩滝地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立地の景観形成と利用の検討</li> <li>・伝統的まち並み（市街地景観）の保全</li> <li>・伝統的なまち並みの中に際立つ奇抜な色の建物への対応</li> <li>・山の維持管理問題</li> </ul>
府中地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まち並み景観の統一感</li> <li>・天橋立観光の入口としての景観づくり</li> </ul>

#### 観光振興につながる景観づくり

○地域の住民が住み続けたいと思うだけでなく、外部の人が訪れたいと思う景観まちづくりを進めるため、すぐれた自然や歴史・文化をわかりやすく来訪者に伝えていくための仕掛けづくりなど、観光振興の視点からも地域の個性を生かした魅力ある景観づくりに取り組む必要がある。

個別の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・天橋立の自然や文化等にふれられる観光客向けの施設、公共施設等の整備</li> <li>・天橋立の景観を意識した観光船の色彩、意匠</li> </ul>

#### 住民・事業者・行政の協働による景観づくりの促進と仕組み、制度の確立

○住民・事業者・行政が協働で景観まちづくりを進めていくためには、それぞれの役割を理解し、協力をしていく必要がある。

○自分のまちの景観は自分たちで守る、つくるという意識の啓発とそれを支える調整、協議等の仕組みづくりや制度の確立が必要である。

## 第2章 景観まちづくりの目標・基本方針

### 2-1 基本理念と目標像

#### (1) 基本理念

- 地域の特徴的な自然景観と歴史的景観はひとの営みによって守られ、育まれてきた。天橋立を中心とした景観は、地域を特徴づける景観であるとともに、地域に暮らす人々の心象的な柱として守られてきた景観であると言える。
- 天橋立周辺地域の景観は、自然景観と人の営みによる歴史が重層的に蓄積され、長い時間をかけて織りなされてきたもので、地域住民やこの地を訪れる来訪者等の共有財産である。人々の心象風景といえる天橋立は、地域を象徴するものであるという認識にたち、住む人、訪れる人が「天橋立を守り育てる」という価値観を共有することで、景観を守り、育み、次の世代に引き継いでいくことが重要となる。
- 天橋立周辺の個性と魅力ある景観まちづくりを推進するために、以下の3つの理念に基づき景観まちづくりに取り組むものとする。

天橋立を中心に彩られてきたものを愛するところを育み、価値を共有することで、まちの生業、文化を高める景観まちづくりを推進する。

天橋立の白砂青松と穏やかな水面が織りなす自然美を守り、育み、次世代に引き継ぎ、より魅力あるものへと発展させる景観まちづくりを推進する。

住民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、お互いに連携し合いながら参画と協働による景観まちづくりを推進する。

#### (2) 目標像

- 先人から受け継いだ国民共有の財産である天橋立を、誇りと愛着を持って守り、さらに磨きをかけて次世代に継承することを目指し、以下のとおり目標像を設定する。

(仮称) **未来に繋ぐ美しい景観、共につくる心のふるさと・天橋立**

## 2-2 基本方針

- 天橋立を中心とした地域の景観特性を踏まえ、地域の人々の心象風景ともいえる天橋立を守り、育てていくために、重層的に蓄積されてきた歴史的景観、自然景観を保全しつつ、個性と魅力ある景観まちづくりを推進するために、以下の3つの基本方針に設定する。

### 天橋立のシンボル景観の保全

- 天橋立の特徴的な景観は、周辺山並みや高台の視点場から眺望する景観にあると言える。天橋立の松並木や砂浜等白砂青松の維持保全とともに、天橋立の背景となる山並み、丘陵、主たる尾根筋の稜線を保全する。
- また、眺望景観と調和した近景とするため、天橋立や周囲の山並みを眺望することが可能な視点場及びその周辺の景観を保全する。

### 生業、風土に根ざした文化的景観の育成・地域の景観資源の活用による魅力向上

- 重層的に蓄積されてきた歴史的資源や人の営みによって造られてきたまちの景観は、地域によって様々な「顔」を持っている。これらの「顔」は地域によって、まちの景観を構成する要素となり、独自の景観を創りだしてきた。こうした特徴あるまちの景観をさらに磨きをかけ、地域特性を活かした景観形成を行なう。
- 時代を超えて引き継がれてきた歴史的資源は、まちなかに点在し、周辺の自然環境と一体となって特徴的な歴史的景観を形成してきた。これら個々の歴史的資源とともに、資源周辺も含めた景観を保全する。
- また、都市化の進行により失われてきた資源を現代に再生し、地域の観光資源として価値ある歴史的景観を再生、創造する。

### 住民と事業者、行政の協働による景観まちづくり

- 市民、事業者、行政などの多様な主体が景観まちづくりの目標像を共有し、地域の個性や資源を理解し活用しながら、愛着や誇りを感じることができる景観まちづくりに協働で取り組む。

## 第3章 景観まちづくりに向けた取組

○景観まちづくりの目標像である「（仮称）未来に繋ぐ美しい景観、共につくる心のふるさと・天橋立」を実現するため、先にあげた基本方針に基づき、以下の具体的な取組を進めていくものとする

### 天橋立のシンボル景観の保全

○天橋立のシンボルと言える俯瞰景観、眺望景観を守るため、天橋立の松並木や砂浜等白砂青松の維持保全とともに、天橋立の背景となる山並み、丘陵、主たる尾根筋の稜線の保全に取組む。あわせて、俯瞰景観、眺望景観と調和した近景とするため、主な視点場やその周辺の景観の保全にも取組む。

#### 具体的な取組

- 景観法や屋外広告物条例等の活用による建築物、工作物や屋外広告物に関するルールづくり
- 展望台や公共施設など俯瞰景観、眺望景観に影響を及ぼす建物、施設の修景計画の策定
- 住宅等の開発による地形改変対策の実施
- 天橋立の松並木と砂州の適正な維持管理の実施 等

### 天橋立のさらなる魅力づくり

○これまで蓄積されてきた歴史的資源や自然を生かしつつ、地域の住民が誇りを持つとともに外の人が訪れたいと思うような、天橋立周辺も含めて地域全体の魅力を高める取組を進める。

#### 具体的な取組

- 世界的な財産として多くの人々に理解されるとともに後世に継承させていくための世界遺産の登録に向けた取組の推進
- 文化的景観の選定に向けた取組の推進
- 地域の景観資源の発掘とそれらの保全・活用
- 景観形成上、重要な歴史的・文化的建造物や樹木等の保全 等

### 公共事業と一体となった景観まちづくり

○天橋立らしい地域の景観づくりの先導的役割を果たすべく、道路や河川の整備等の公共事業において周辺景観との調和に配慮した整備を行う。また、悪化しつつある自然景観を改善するための公共事業にも取組む。

#### 具体的な取組

- 景観に配慮した道路や河川等の整備とそれらにあわせた周辺景観の整備
- 山林の荒廃や阿蘇海の水質を改善するための取組の推進 等

### 住民、事業者、行政の協働による景観まちづくりの推進

○市民、事業者、行政など地域に関わる全ての主体が、景観まちづくりの目標像を共有する



とともに、それぞれの役割を最大限に発揮しつつ協働で地域への愛着や誇りを感じることができる景観まちづくりに取り組む。

具体的な取組
○景観まちづくりの検討組織の継続的な設置とさらなる展開についての検討
○景観まちづくりに関する情報交換、話し合いの場や相談窓口となる住民、事業者、行政によるプラットフォーム（組織）の設置
○地区単位での先導的な景観まちづくりの推進
○行政と住民、事業者による天橋立公園や道路、河川等の適正な維持管理の取組の推進
○住民が主体となった景観まちづくりに関するシンポジウムや円卓会議など様々な意識啓発の取組の推進 等

#### 地域資源の活用による観光をテーマにした景観まちづくりと他地域との交流の推進

○天橋立が、自然景観や歴史・文化を観光資源とした日本を代表する観光地であることを踏まえ、観光をテーマにした景観まちづくりの取組を進める。また、他地域との交流や情報交換を進める。

具体的な取組
○観光と景観まちづくりをテーマにした他地域との交流や情報交換の場の設置
○地域資源を活用したまちなか散策ネットワークの形成に向けた取組の推進
○景観に配慮したわかりやすい案内板の設置など観光施策と連携した景観まちづくりの取組の推進
○北近畿の観光エリアとの連携強化
○天橋立周辺の界限性を維持するためのピーク時における交通システムの検討 等

## 第3編 天橋立周辺景観計画

---

## 第1章 景観計画の検討区域

### 1. 景観計画の検討区域

《区域指定の考え方》

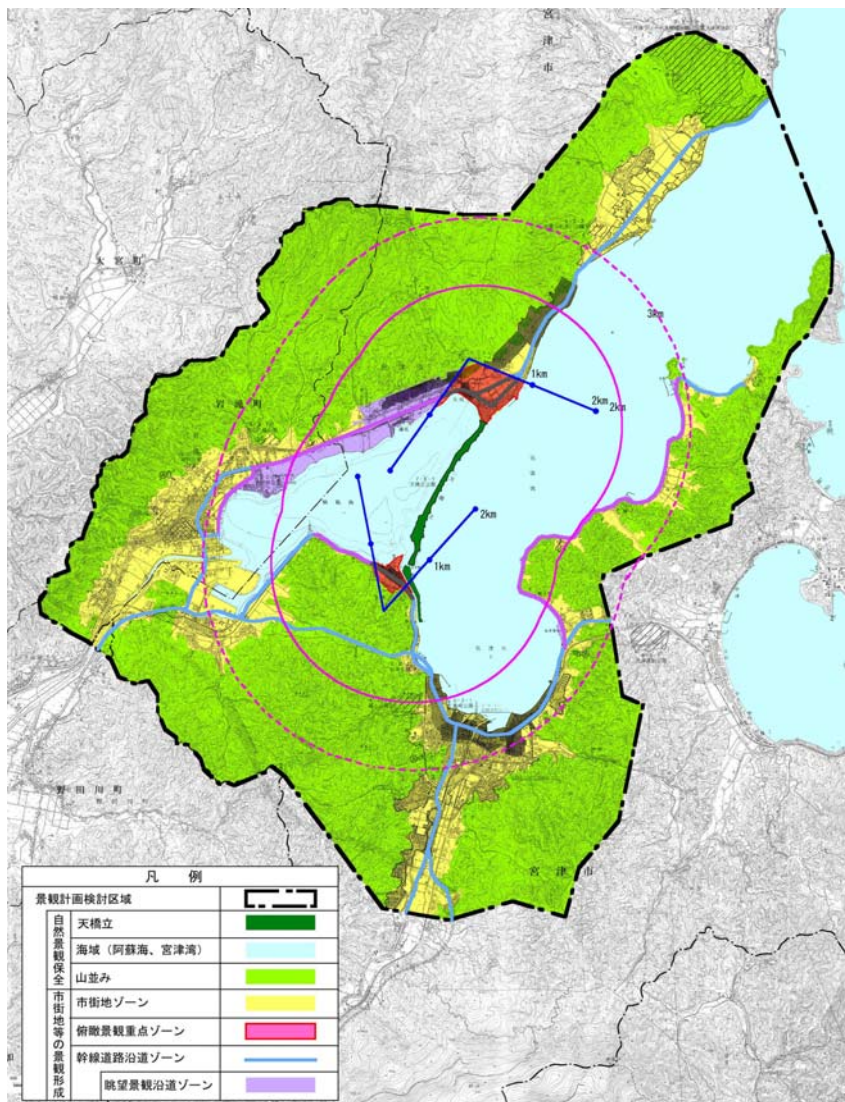
○天橋立周辺地域においては、自然景観と歴史的・文化的景観が地域の随所に点在し、それらが織りなす眺望景観は、この地に生活する人々や訪れる人々に潤いと安らぎを与え続けており、心象的風景として、天橋立周辺の景観を形づくっている。

○こうした眺望景観を守り、育て、将来に継承し、天橋立を中心とした、山並みや海域、沿岸域における良好な景観を維持していくために、天橋立と隣接する阿蘇海、宮津湾を含め、周囲を取り囲む山並みの主尾根から海岸線まで範囲を景観計画の検討区域とする。

《景観計画区域》

○本景観計画の対象として保全及び形成が必要な区域を次のとおり設定する。

設定区域・景観類型別区分図



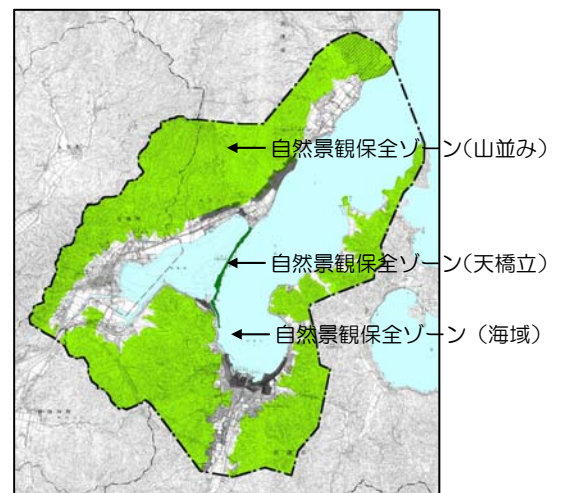
## 2. 景観計画検討区域におけるゾーンの考え方

○天橋立を中心とした、山並みや海域、沿岸域における市街地等の良好な景観を維持していくためには、様々な土地利用や景観特性に応じた景観形成が必要になることから、一定の景観特性を有したまとまりをゾーンとして捉えて、範囲を定めるものとする。

ゾーニング	対象区域
自然景観保全ゾーン	・天橋立公園及びその周囲の山並み、海域
俯瞰景観重点ゾーン	・天橋立とまち並みが一体的に俯瞰される文珠地区及び府中地区
幹線道路沿道ゾーン	・天橋立への来訪者のアプローチ及び天橋立を囲む周回道路の機能を有する幹線道路の沿道
眺望景観沿道ゾーン	・天橋立への眺望が良好な区間及び天橋立から眺望される沿岸域
市街地ゾーン	・天橋立周辺の市街地の内、上記ゾーンを除く地域

### (1) 自然景観保全ゾーン

○天橋立を中心として、山並みと海域がおりなす豊かな自然景観は、視野の範囲に占める割合が大きい自然景観であり、眺望の背景をなす重要な要素であることから、「天橋立」、宮津湾と阿蘇海の「海域」及びその周囲を取り巻く「山並み」の範囲を「自然景観保全ゾーン」とする。



### (2) 俯瞰景観重点ゾーン

○景観計画検討区域の内、天橋立とその近傍のまち並みが一体的に俯瞰され、天橋立周辺を代表する象徴的な景観を有しており、良好な俯瞰景観のために、重点的な景観形成が必要な地区を俯瞰景観重点ゾーンとする。

俯瞰景観重点ゾーンの概況

#### 俯瞰景観重点ゾーン（文珠地区）

##### 〈地区の特徴〉

天橋立の南端に位置し、古くから智恩寺の門前町として栄えたまち。土産物屋や宿泊施設等が集積する地域

##### 〈地区の範囲〉

地区に隣接する丘陵に位置する主な展望施設（天橋立ビューランド）から俯瞰される市街地を対象



面積：約 15.6ha



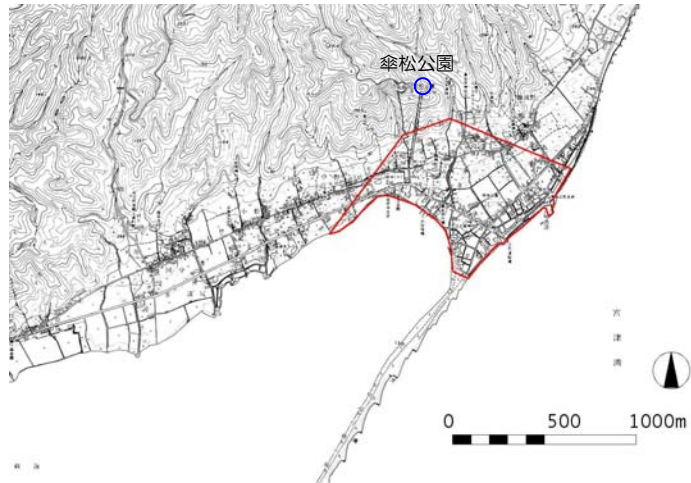
## 俯瞰景観重点ゾーン（府中地区）

### 〈地区の特徴〉

天橋立の北端に位置し、籠神社等の歴史的資源や海岸沿いの家並が特徴的な地域

### 〈地区の範囲〉

地区に隣接する丘陵に位置する主な展望施設（傘松公園）から俯瞰される市街地を対象



面積：約 51.6ha

## （3）幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン

- 天橋立周辺地域の幹線道路沿道は、来訪者等が最初に目にするまちの景観であるとともに、沿岸域に形成された主要な市街地を結ぶ周回道路としての機能を有することから、良好な沿道景観を形成していくために、「幹線道路沿道ゾーン」として区分する。
- 天橋立公園内から対岸の沿岸域へ眺望が得られる幹線道路沿道を含む沿岸域については、天橋立からの眺望景観を維持、保全していくために、「眺望景観沿道ゾーン」として区分する。

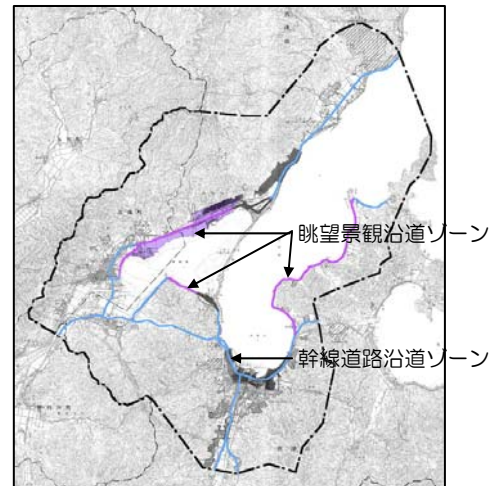
### 《ゾーンの区間と範囲》

#### ○幹線道路沿道ゾーン

国道176号、国道178号、府道宮津養父線、栗田半島線、綾部大江宮津線、都市計画道路岩滝海岸線（いずれも計画区域内に存在するものに限る）を対象とし、その範囲は、道路端から30mの範囲を標準とする。

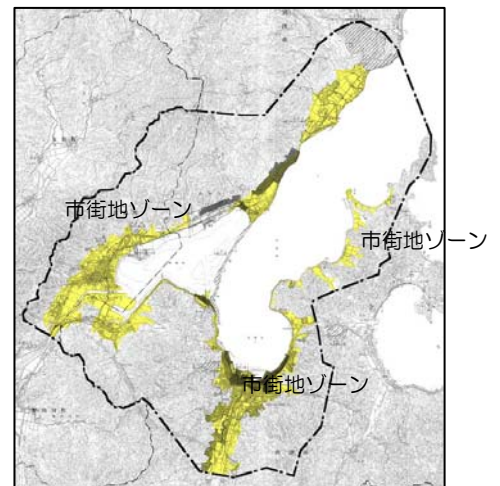
#### ○眺望景観沿道ゾーン

天橋立公園内を視点場として、対岸の沿岸域へ眺望が得られる範囲とする。



## （4）市街地ゾーン

- 天橋立周辺の沿岸域に形成された町並みや田園等を含め、上記のゾーンを除く範囲を「市街地ゾーン」とする。



## 第2章 景観計画検討区域における良好な景観の形成に関する方針

### 1 眺望景観保全のための目的

天橋立を中心とした眺望景観の保全

○天橋立や周辺の山並みへの眺望は、日本を代表する象徴的景観であり、この地域の最大の特長である。こうした景観は、地域住民や来訪者に親しまれている眺望景観であるとともに、地域の心象的風景として守るべき存在であることから、大景域における天橋立を中心とした眺望景観の保全を図る。

地域を代表する天橋立への俯瞰景観の保全

○天橋立と一体的に俯瞰される市街地のまち並みは、天橋立と一体となった景観を形成し象徴的な景観を呈している。それらの俯瞰景観は、多くの人から愛され、育まれてきた。また、天橋立との歴史的なつながりを今に伝える資源が区域に点在するなど、景観上重要な地区となっていることから、天橋立を俯瞰する景観の保全を図る。

### 2 眺望景観保全のための景観形成方針

○眺望景観保全のための目的を踏まえ、天橋立を中心とした周辺の恵まれた環境と特性を守り、育て、将来に継承していくための景観類型別の景観形成の基本方針は次のとおりとする。

ゾーニング	対象地域	対象となる要素と景観形成の基本方針
自然 景観 保全	天橋立	天橋立公園 ・眺望景観の象徴的存在として保全
	海域	宮津湾、阿蘇海 ・天橋立と一体となった景観を形成する領域として保全
	山並み	周囲の山林丘陵地 ・天橋立や沿岸域の背景を構成する景観の骨格として保全
市街地等 の景観 形成	俯瞰景観 重点ゾーン	文珠地区、府中地区 ・主要な視点場からの天橋立への俯瞰景観を保全するため、 眼下のまち並みと天橋立との調和に配慮
	幹線道路沿 道ゾーン	国道 176 号、国道 178 号、宮津養父 線、栗田半島線、綾 部大江宮津線、岩滝 海岸線の沿道 ・天橋立への来訪者のアプローチに相応しい景観形成を誘 導 ・沿道の自然やまち並みに配慮した沿道景観を誘導 ・周遊する幹線道路から天橋立への眺望に配慮した景観を 誘導
	眺望景観 沿道ゾ ン	上記の一部区間及び 沿岸域 ・天橋立から沿岸域、山並みへの眺望を保全するために沿 岸部の景観形成を誘導
	市街地ゾ ン	市街地 (宮津中心市街地、 岩滝地区) ・天橋立や山並みの自然と調和ある“まち”の景観を創出 ・地域の特性を活かし歩いて楽しい、活気あるまちの景観 を形成 ・河川や海浜部の開放的親水空間に水辺景観を形成

## (1) 自然景観保全ゾーンにおける景観形成

○天橋立を中心として、山並みと海域が織りなす豊かな自然景観は、視野の範囲に占める割合が大きい自然景観であり、眺望の背景をなす重要な要素である。眺望景観の保全は、これらの自然景観の保全なくして成り立たず、適切な維持管理や環境保全対策を景観形成と一体的に進める必要がある。

### ①天橋立

#### 眺望景観の象徴的存在として保全

○松並木と砂州の保全

- ・天橋立の松並木の良好な環境を維持創造するために、土壌の肥沃化の抑制、樹木密度のコントロールなど、適切な植生管理を行なう。
- ・天橋立の環境保全とのバランスを保ちながら適切な利用に係る維持管理を行ない、天橋立の良好な景観の維持、保全を図る。



### ②海域

#### 天橋立と一体となった景観を形成する領域として保全

○海域の良好な維持管理

- ・海域は眺望景観の礎に相当する存在である。また、水辺は人に対して潤いを感じさせる場所でもあり、海域の環境保全は景観形成上、重要な要素である。
- ・阿蘇海、宮津湾の水質浄化に向けた取組みを推進する。



### ③山並み

#### 天橋立や沿岸域の背景を構成する景観の骨格として保全

○眺望景観の借景となる山並みの保全

- ・沿岸域の借景となり連なる山並みは、その山容と豊かな自然を保全する。
- ・山頂付近に位置する展望施設や周辺施設等は、周囲の自然や植生等への配慮を行う。

○山林の適正な利用と維持管理

- ・竹林の侵食など山林の荒廃に対する適切な維持管理対策を行う。



## (2) 俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成

○地域を代表する天橋立とまち並みへの俯瞰景観を保全するために、天橋立に隣接するまち並みや海岸沿い田園集落、地区内に点在する社寺などの歴史的資源も含め、適切な維持・保全を図り、天橋立の自然景観に配慮した景観を形成する。

### 地域を代表する天橋立への俯瞰景観を保全するための景観の形成

○天橋立との調和に配慮した景観の維持・創出

- ・地区内の建築物は形態・意匠に配慮し、良好な俯瞰景観保全のため、風格ある景観を形成する。
- ・低層の住宅が軒を連ねるまち並みは、家並や隣接する建物との連続性に配慮したまち並み景観を形成する。
- ・天橋立の存在感が引き立つような景観形成を進めるため、建築物の屋根形状や色彩等の景観誘導を図る。
- ・歴史的な建造物が隣接する場所においては、その閑静な佇まいに配慮した景観を形成する。

○海辺やその周辺の自然に配慮した空間の維持・創出

- ・天橋立に隣接する海浜部は、白砂青松の特徴的景観を維持保全するために、周辺の松林を適切に維持保全するとともに、良好な自然環境にふさわしい落ち着きのある海浜景観を形成する。
- ・海岸線や既存水路等の親水性を高め、松林等の緑との調和に配慮した地域性の感じられる景観を形成する。

○隣接するまち並み等に対する景観配慮

- ・敷地内の接道部の緑化や修景を行うなど、周辺と調和した景観を形成する。

## (3) 幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーンにおける景観形成

○天橋立周辺地域の幹線道路は、特定の視点場から天橋立を俯瞰したり、周辺を眺望したりするものとは異なり、移動しながら変化に富んだ眺めが特徴的な路線であるとともに、天橋立から対岸の幹線道路沿道方向への眺望についても、海岸線に建つ建物と背後の山並みとの調和により豊かな景観を創りだしている。こうした地域特有の眺望景観や地域資源を保全するために、幹線道路沿道の良好な景観を形成する。

### 沿道の自然やまち並みに配慮した街路景観の形成

- ・幹線道路に面する建築物や工作物は、周辺の山並み等自然景観との調和に配慮した沿道景観を形成する。
- ・幹線道路沿道において、低層の住宅や店舗等が軒を連ねるまち並みでは、家並や隣接する建物との連続性に配慮したまち並みを形成する。
- ・道路沿道における非自己用の屋外広告物等は、適切な規制・誘導により、良好な街路景観を形成する。



## 地域を周遊する道路沿道からの眺望や天橋立からの眺望に配慮した景観の形成

- ・ 幹線道路の沿道や海岸線に建つ建築物等は、沿道から眺める天橋立や天橋立からの眺める対岸への眺望に配慮し、規模や配置を工夫する等、「みる・みられる」関係を大切に景観を形成する。
- ・ 幹線道路沿道の街路景観の形成を図るとともに、天橋立から眺望される宅地や田園等農地では、屋外広告物の適切な規制・誘導により、良好な眺望に配慮した景観を形成する。

### (4) 市街地ゾーン（沿岸域）における景観形成

- 天橋立周辺の特有の景観は、山の頂や沿岸域からの眺望に代表される。海岸付近やまちなかの主要な視点場から眺望は、視点場周辺に近接する市街地のまち並みや田園風景等と天橋立、さらにその背景に見える山並みとの重なりにより、豊かな眺望景観を生み出している。こうした眺望景観の保全は、借景となっている山並みや天橋立の自然景観の保全とともに、前景となる沿岸域に建つ建築物や工作物など、人工物に対する景観形成が重要となる。
- また、沿岸域には古来より重層的に蓄積されてきた歴史的資源や社寺等がまちなかに多く点在しており、それら資源に隣接し、ひとの営みにより育まれてきたまち並み等の景観形成が必要となる。

## 天橋立や山並みの自然と調和ある“まち”の景観創出

- 天橋立から眺望されるまち並みに対する配慮
  - ・ 沿岸域に立地する建物や海岸線近くにあるまち並みは、対岸からの眺望や天橋立から眺望されることから、沿岸域に建つ大規模な建築物等は、規模や配置を工夫する等、眺望景観に配慮した景観を形成する。
- 周辺への眺望景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物や工作物等に対する配慮
  - ・ 背景の山並みや隣接する田園風景等との調和に配慮した建物等の景観誘導を図る。
  - ・ 隣接する山並みや近接する緑地等に配慮した建物や敷地周辺の景観の形成を図る。
- 地域の特性に応じた良好なまち並みに対する配慮
  - ・ 歴史的資源等が隣接する場所においては、それら資源周辺の松林等緑地の自然の潤いや歴史的な景観に配慮したまち並み景観を形成する。
  - ・ 市街地や集落内に残るまとまった緑地等樹林は、まちなかの貴重な緑として適切な保全を図る。
  - ・ 敷地内の緑化を推進し、潤いの感じられる景観を創出する。

## 地域の特性を活かし、歩いて楽しい活気ある‘まち’の景観形成

- 歩いて楽しいまち並み空間の創出
  - ・ 地域の特性に応じて、地域資源を活用する等、歩いて楽しいまち並み景観を形成する。
  - ・ 商業地の建物の低層部は商業施設等で構成し、賑わいある景観を形成する。
  - ・ 観光地や歴史的資源が集積する地域については、歩道や自転車道等の公共整備を推進し、ゆとりと潤いある空間を創出する。

## 河川や海浜部の開放的親水空間を大切にした水辺景観の形成

### ○河川やその周辺の親水性に配慮した空間の創出

- ・ 河川の持つ連続的な自然のつながりを活かした親水空間を創出するとともに、隣接するまち並みや地域性等に配慮した河川景観を形成する。
- ・ 水辺の親水性を活かし、散策ができる川辺の道づくりを推進する。
- ・ 市街地や主要な幹線道路部の橋梁からの眺望を大切にするとともに、周辺の景観に配慮した美しい橋梁を建設する。

### ○海辺やその周辺の自然に配慮した空間の維持・創出

- ・ 砂浜の海岸や岩礁等の自然海岸は、その特徴的な自然景観を維持・保全する。
- ・ 海浜部において人が立ち入ることが可能な公園等のオープンスペースは、その場所からの眺望を大切にした修景を図るとともに、親水性に配慮した景観を形成する。
- ・ 海浜部に面した幹線道路の高架等の構造物は適切に維持し、海浜景観にふさわしい修景を図る。

### 第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

#### 1 眺望景観保全に基づく建築物及び工作物の景観形成

- 天橋立周辺地域の景観を象徴する天橋立や周辺の山並みへの眺望は、それら自然景観に隣接する沿岸域に形成される建築物や工作物等の行為による影響を大きく受けることから、天橋立や山並み、海域の自然景観との調和を基本とした景観形成とする。
- 地域の象徴的な眺望景観の保全は、その中心的存在の天橋立や眺望の背景をなす山並み、海域等の自然景観の維持・保全が前提となる。特に沿岸域に接する山並みは、眺望の背景を構成する重要な山稜であることから、その山容を特徴づける山の稜線（主尾根）の保全を図り、山並みへの眺めを確保する。
- 建築物及び工作物等の行為は、沿岸域における周囲の景観を含め、天橋立や山並み等の自然景観との調和が求められ、眺望景観保全のために次のような配慮事項を基本に景観形成を図る。

#### □眺望景観保全のための建築物及び工作物等の景観形成に係る基本的事項

- ・天橋立を中心とした大景域の保全に資する天橋立への良好な眺望や周辺への眺望を阻害することがないように努めるとともに、俯瞰される景観に対する配慮により、地域の優れた眺望景観を保全・創造する。
- ・景観の骨格をなす天橋立や海域、山並み等の自然景観との調和を基本に、周辺からの眺望景観を守るために、山の稜線の保全や海域等水辺環境との調和に配慮する。
- ・周囲の自然やまち並み等に与える影響に配慮するとともに、圧迫感や特異な印象を与えないよう配慮する。

#### (1) 建築物等の新築、増築、移転又は外観の変更基準

- 建築物等の形態、意匠又は色彩等の制限並びに、建築物等の新築、増築、移転又は外観の変更に係わる良好な景観形成のための制限は以下のとおりとする。

市街地景観	市街地ゾーン		幹線道路沿道ゾーン		俯瞰景観重点ゾーン
			眺望景観沿道ゾーン		
目的	天橋立への大景域での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である山並みに対して配慮		天橋立へのアプローチに相応しい景観形成を誘導し、幹線道路沿道から天橋立への眺望保全と沿道のまち並み景観との調和に配慮	左記に加えて、天橋立から眺望される沿岸域、山並みの眺望景観を誘導	主要な視点場から天橋立と一体となって見える俯瞰景観を保全するために、眼下のまち並みと天橋立との調和に配慮
位置・配置			道路に面する壁面の位置	は、まち並みの連続性に配慮する。 眺望を阻害しないように、天橋立からの視線を考慮し建築物を配置する。	
規模	・分棟、分節化などにより、ボリューム感を低減するよう配慮する。 ・山裾に建築する場合は、背景となる山並みと調和に配慮する。 ・主要な視点場から見て山の稜線を分断しない高さに配慮する。				・左記に加えて、俯瞰景観の連続性に配慮する。
意匠	屋根等	・勾配屋根または勾配のある軒庇の設置に努める。		・勾配屋根を基本とする。ただし、勾配のある軒庇も可とする	・和瓦を基本とした勾配屋根とする。
	屋上			・塔屋部の突出を避け、建築物と一体となる外観となるよう努める。	

	建築設備等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械設備、屋外階段、バルコニー等は建築物本体と調和を図る。</li> <li>・幹線道路や天橋立から直接見えないよう配慮する。</li> </ul>												
	材料		<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属やガラスなど光沢性のある材料は、大きな面積で用いないよう努める。</li> <li>・経年変化により景観形成に著しい影響を与えない材料を選択するよう努める。</li> </ul>												
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境と調和した落ち着いた色調とする。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">大規模建築物の基調となる外壁の色彩</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>4以下</td> <td>6以上8.5未満</td> </tr> <tr> <td>R,YR,Y,GY,BG系の内上記を除く</td> <td>2以下</td> <td>6以上8.5未満</td> </tr> </table> <p>*B,PB,P,RP系は不可</p>	大規模建築物の基調となる外壁の色彩			色相	彩度	明度	5YR~2.5Y	4以下	6以上8.5未満	R,YR,Y,GY,BG系の内上記を除く	2以下	6以上8.5未満	
	大規模建築物の基調となる外壁の色彩														
色相	彩度	明度													
5YR~2.5Y	4以下	6以上8.5未満													
R,YR,Y,GY,BG系の内上記を除く	2以下	6以上8.5未満													
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模建築物の屋根の色彩 N系（濃灰、黒） 明度3以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての建築物の屋根の色彩 N系（濃灰、黒） 明度3以下</li> </ul>												
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の在来種を選定するなど、既存樹種との調和を考慮する。</li> <li>・周辺環境との調和に配慮した植栽を行なう。</li> </ul>													
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・天橋立からの眺望に配慮し、建築敷地の境界に植栽を行う。</li> </ul>												

※地区の特性に応じたまち並み景観の形成に寄与する建築物等の形態、意匠又は色彩等の詳細な基準は、今後、地域毎に検討を進める。

## 届出対象行為

配慮を要請する行為、規模（届出対象）		
行為の種類	対象区域全域（右の地区を除く）	俯瞰景観重点ゾーン
建築物等の新築、増築、移転又は外観の変更等	4階建て以上の建築物又は 高さ12m以上の建築物及び延べ床面積1,000㎡以上の建築物	すべての行為 (延べ床面積10㎡以下の簡易建築物等は除く)

※いずれも軽易な行為等（非常災害時の応急措置、通常の管理行為等）は除く

## (2) 工作物の新設、増設、移転又は外観の変更基準

○工作物の形態、意匠又は色彩等の制限並びに、新設、増設、移転又は外観の変更に係わる良好な景観形成のための制限は以下のとおりとする。

項目	対象区域全域を対象とした景観形成のための制限
位置・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天橋立や周辺の山並みへの眺望に対する配慮する。</li> <li>・隣接するまち並みの連続性に配慮する。</li> <li>・工作物本来の機能を損ねることない範囲で周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・建築物と一体に建設等を行う場合は、建築物本体の形態や意匠に合わせる。</li> <li>・よう壁は周囲への圧迫感を軽減するよう配慮する。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経年変化により景観形成に著しい影響を与えない材料を選択するよう努める。</li> <li>・よう壁には石材等の自然素材や同等の仕上げを施す等、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境と調和した落ち着いた色調とする。</li> <li>・工作物等の露出する構造体や外観の色彩は、建築物の基調とする色彩と同様とする。</li> </ul>

※ 対象区域内における自然公園内の特別地域、普通区域においては、上記の制限に加えて自然公園の特別地域における行為に関する許可基準に準ずる。

### 届出対象行為

配慮を要請する行為、規模（届出対象）	
行為の種類	工作物等の新設、増設、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更等

工作物の種類	届出対象	現行関連法令等における対象（参考）
・煙突、高架水槽	高さ12mを超えるもの	建築基準法 ( $h > 6m, h > 8m$ )
・コースター、メーリーゴーランド、観覧車等の遊戯施設	すべてのもの	建築基準法
・よう壁	高さ2mを超えるもの	建築基準法( $h > 2m$ )
・木柱、鉄柱、RC柱	高さ12mを超えるもの	建築基準法( $h < 15m$ )
・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、クラッシャープラント、その他これらに類する製造施設、自動車車庫の用途に供する施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設、汚水・汚物処理施設、ゴミ処理施設等の処理施設	高さ12mを超えるもの	建築基準法、都市計画法(第1種特定工作物)
・丘陵部に設けられるリフト、ケーブルカー等の移動施設	すべてのもの	
・高架道路その他これらに類するもの	すべてのもの	
・橋梁その他これに類するもの	幅員が6mを超えるもの	

### (3) 開発行為

○開発行為に係わる良好な景観形成のための制限は以下のとおりとする。

項目	対象区域全域を対象とした景観形成のための制限
位置・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況の地形を極力生かし、長大な法面やよう壁が生じないように配慮する。</li> <li>・法面やよう壁を設ける場合は、それらを分割する等工夫し、周囲に圧迫感を与えないようにする。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の在来種を選定するなど、既存樹種との調和を考慮する。</li> <li>・周辺環境との調和に配慮した植栽を行なう。</li> <li>・天橋立公園から開発対象地が見える場合には、開発区域の外周に植栽を行い眺望景観に配慮する。</li> </ul>

※ 対象区域内における自然公園内の特別地域、普通区域においては、上記の制限に加えて自然公園の特別地域における行為に関する許可基準に準ずる。

#### 届出対象行為

配慮を要請する行為		現行関連法令等における対象(参考)
行為の種類	主として建築物の建築又は工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更等	宮津市開発行為等に関する指導要綱(1,000㎡以上)

### (4) その他行為

○良好な景観形成のために制限する必要のある行為として、「土石の採取・鉱物の採掘」「木の伐採」「土石、廃棄物、再生資源等の堆積」に係る制限を以下のとおりとする。

○ 対象区域内における自然公園内の特別地域、普通区域においては、以下の制限に加えて自然公園の特別地域における行為に関する許可基準に準ずること。

#### ①土石の採取・鉱物の採掘

項目	対象区域全域を対象とした景観形成のための制限
位置・形態	・採取採掘の場所が周囲から望見できないように、採取位置や方法等に配慮する。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為の結果生じた法面は、積極的に法面緑化を図る。</li> <li>・行為を行なう場所や外周部においては、極力、既存樹木の保全に努める</li> </ul>

#### 届出対象行為

配慮を要請する行為		自然公園法行為許可基準(参考)
行為の種類	土石の採取・鉱物の採掘	〈許可不要行為〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地内の土石採取</li> <li>・土地形状の変更の恐れのない範囲</li> </ul>

## ②木竹の伐採

項目	対象区域全域を対象とした景観形成のための制限
位置・形態等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の自然景観との調和に配慮し、行為が最小限になるよう努める。</li> <li>・周辺からの眺望に配慮し、植生の連続性がなくなるよう努める。</li> </ul>

### 届出対象行為

配慮を要請する行為		自然公園法行為許可基準（参考）
行為の種類	木竹の伐採（通常の維持管理を除く）	第1種特別地域 ・単木伐採、当該区分の現在蓄積の10%以下 第2種特別地域 ・択伐法によるものの場合、当該区分の現在蓄積の30%以下(用材林)、60%以下(薪炭林) 第3種特別地域 ・要件なし

## ③屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	対象区域全域を対象とした景観形成のための制限
位置・形態等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共空間や周辺から望見できない位置、配置となるよう努める。</li> <li>・公共空間や周辺から容易に望見できないように、周辺景観との調和に配慮し、植栽等で遮蔽する。</li> </ul>

### 届出対象行為

配慮を要請する行為		自然公園法行為許可基準（参考）
行為の種類	屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積	第1,2,3種特別地域 ・植生の復元が困難な地域もしくは自然草地等内は不可 〈許可不要行為〉 ・1.5m以下の高さ、10㎡以下の面積

## 第4章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

### (1) 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項

- 景観計画検討区域全域においては、当該区域の景観形成方針に基づき、眺望景観に対する重要な配慮を要する屋外広告物について、その表示及び掲出物件の設置に関する規制誘導の方針について検討する。
- 俯瞰景観重点ゾーンにおいては、ゾーンに隣接する代表的な視点場から俯瞰されることに考慮し、屋外広告物の表示及び掲出には十分な配慮を行うものとする。また、幹線道路沿道ゾーンにおいても、幹線道路沿道から天橋立への眺望及び天橋立から幹線道路が通る沿岸域方向への眺望に対して十分な配慮を行うものとする。

### (2) 屋外広告物の表示及び掲出物件の規制誘導に関する方針

#### □俯瞰景観重点ゾーンにおける規制誘導の方針

- 文珠地区、府中地区の俯瞰景観重点ゾーンにおいては、天橋立や隣接するまち並みへの俯瞰をより引き立たせ、良好な俯瞰景観を形成するために、景観形成上影響度の高い「屋上広告物」「屋上広告塔」「突き出し型軒下広告物」「建植広告物」の規制誘導について検討を行う。

#### □幹線道路沿道ゾーン、眺望景観沿道ゾーンにおける行為制限に関する方針

- 天橋立や宮津湾、阿蘇海を周回する幹線道路沿道においては、沿道のまち並みとの調和に考慮し、非自己用の屋外広告物の規制誘導について検討を行う。
- 眺望景観沿道ゾーンは、幹線道路から天橋立への変化に富んだ眺望を得ることができる特徴的な地域であるとともに、天橋立から眺望される沿岸域と山並みへの豊かな眺望景観を保全するために、眺望を阻害する可能性の高い「建植広告物」「広告塔」「屋上広告物」等の屋外広告物の、適切な規制誘導について検討を行う。



## 第5章 景観形成に重要な公共施設の整備に関する事項

○景観計画検討区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、港湾法による港湾等、良好な景観の形成に重要な次の公共施設を景観形成に重要な公共施設とし、整備に関する事項を定める。

### 1) 天橋立公園

○天橋立公園は日本三景の一にも数えられる日本を代表する景観であり、眺望景観を構成する中心的な存在として整備を図る。

- ・松林や砂浜の適正な維持管理
- ・官民一体となった保全、育成や利活用による持続的な維持管理の取組み

### 2) 宮津港

○宮津中心市街地に面する水辺として魅力的な空間であるとともに、周辺施設との連携により、賑わいと潤いを感じさせる場所として整備を図る。

- ・より魅力的な水辺を演出する護岸整備
- ・安全快適に散策できる歩行者空間整備
- ・宮津中心市街地の歴史的赴きを感じさせるサイン整備などによる歩行者誘導

### 3) 大手川

○『宮津の歴史と自然を生かした安全で心やすらぐ水辺づくり』をテーマとして、洪水からの安全性の向上を図ることはもとより、流域及び周辺の歴史的遺産や自然を生かした河川整備を図る。

- ・城下町の風情を残す護岸や親水空間整備（大手橋付近の下流域区間）
- ・安全快適に散策できる歩行者空間整備

### 4) 都市計画道路 新浜松原線

○京都縦貫自動車道と宮津中心市街地を結ぶ骨格となる道路であり、天橋立周辺を内外に印象づける重要な道であることから、地域の特色にあった街路樹や舗装等の整備により、地域の「顔」となる道づくりを行なう。

- ・電線類地中化等による街路景観整備
- ・周辺のまちなかを案内する案内誘導サイン設置や統一的なデザインによる照明器具等整備による魅力向上
- ・舗装や道路付属物等に対する適切な維持管理

### 5) 国道178号、主要地方道宮津養父線

○宮津湾、阿蘇海の海岸線を通る幹線道路、移動しながら天橋立や対岸の山並み等を眺望できる特徴的なルートであることから、沿道からの眺望に配慮した街路景観づくりを行なう。

- ・天橋立や対岸への眺望を確保することを基本に、道路付属物、道路占用物等への景観配慮
- ・府中地区及び文珠地区：電線地中化や歩道整備、美装化等による観光地としての景観創造と賑わい創出

6) 都市計画道路 岩滝海岸線

○岩滝市街地部の交通混雑の緩和とともに、丹後地域の観光振興を目指し、沿道の良好な都市空間の形成に資する整備を推進する。

・阿蘇海に面する天橋立への眺望が開けた道路として道路植栽への景観配慮

7) 阿蘇シーサイドパーク

○「人と人との交流、人と自然との共生」をテーマに、人と人、人と自然、人と産業・歴史・文化の交流ゾーンを設け整備を推進する。

・まちの象徴的施設として、観光レクリエーション施設や住民の憩いの場等の整備

各施設の位置図

